

## 宝塚市立地域利用施設西谷会館利用規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人宝塚NISITANI(以下「NPO西谷」という。)が宝塚市立地域利用施設西谷会館(以下「西谷会館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 西谷会館をはじめ宝塚市立西谷児童館(以下「西谷児童館」という。)、宝塚市立農業振興施設、宝塚市立中央図書館の4つの柱からなる複合施設「西谷ふれあい夢プラザ」を西谷地区における地域発展推進の中心的文化交流の拠点と位置づけ、豊かな伝統と歴史に恵まれ、育まれた文化、芸術、スポーツ等の活動により、次代を担う人材育成と地域内はもとより地域外との交流を深め、より良い地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

### (施設の所在地及び名称)

第3条 所在地 兵庫県宝塚市大原野字炭屋1番1  
総称 西谷ふれあい夢プラザ  
名称 西谷会館  
電話 0797-83-5810

### (指定管理者)

第4条 西谷会館の管理は、宝塚市長(以下「市長」という。)より指定管理者(地方自治法第244条の2第3項の規定による)の指定を受けた、NPO西谷が行う。

### (開館時間)

第5条 西谷会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

### (休館日)

第6条 西谷会館の休館日は、次の通りとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

### (施設の利用範囲)

第7条 利用の範囲は次に挙げる通りとする。

- (1) 宝塚市在住の住民及び団体、個人が利用することができる
- (2) 西谷地区住民が主催する文化祭、講演、スポーツ等の開催
- (3) 西谷地区と西谷地区以外の住民との交流を目的としたもの
- (4) 西谷地区内の団体、個人をはじめ宝塚市民を優先し、必要に応じて宝塚市住民以外の団体、個人の利用に共する

### (利用の許可)

第8条 西谷会館を利用しようとする者は、管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、また同様とする。

- 2 管理者は前項の規定による許可をするに当たっては、条件を付することができる。

### (利用施設及び利用料金)

第9条 各施設別の名称、面積、及び各施設別利用料金は、別表1に定める。

### (その他の施設及び利用範囲)

第10条 第9条で定める施設以外のその他施設は、別表2に定める。

### (利用に関する事項)

第11条 利用者が施設の利用予約をする場合は、次の通りとする。

- (1) 予約申込時間は、原則として午前9時から午後5時までとする
- (2) 利用予約申込は、団体の責任者、又は代理人、個人が行うこととする
- (3) 利用希望日の30日前から前日までに予約を受けつける
- (4) 利用希望日及び時間が利用可能か確認の上、申込に応じる
- (5) 申込は、会館受付にある利用許可申請書に利用責任者、又は代理人、個人が記載事項を記入の上、受付へ提出する

2 前項の規定に関わらず、優先的に予約申込ができる団体及び取り扱いについては、別表3に定める

3 当日利用についても、前項の規定に準じ利用申込を行い許可を受けなければならない

### (利用料及び支払い)

第12条 受付担当者及び利用者は、第9条、同10条の規定による利用料を確認の上、利用者は該当する利用料を支払わなくてはならない。利用料は現金または口座振り込みのみとする。受付担当者は、利用料受領後、利用者に領収証を発行する。

### (利用料の免除)

第13条 次の各号の一に該当する団体が、地域福祉の向上に寄与するための会議に利用する場合は、利用料を免除することができる。ただし、第5号、第6号については、減免割引率(原則30～50%)を管理者が個別に決定する。

- (1) 西谷自治会連合会
- (2) 西谷地区まちづくり協議会
- (3) 西谷老人クラブ連合会
- (4) 西谷農会連合会
- (5) その他、地域の福祉の向上に寄与する目的で利用する公共公益団体で管理者が認めたもの
- (6) ただし、前各号の規定に関わらず、補助金等により施設利用料が確保されている場合は除くものとする。

2 西谷地区内に於ける下記に掲げる団体及びこれに類する団体が、全体会議及び役員会に利用する場合は免除とする。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 宝塚市民生委員・児童委員連合会  | (9) 交通安全協会        |
| (2) 宝塚市第7地区民生児童委員協議会 | (10) 西谷認定子ども園PTA  |
| (3) 宝塚市青少年補導委員連絡協議会  | (11) 西谷小学校PTCA    |
| (4) 西谷地域ふれあいの会       | (12) 西谷中学校PTA     |
| (5) 西谷地区まちづくり協議会各部会  | (13) 西谷地区保護司会     |
| (6) 宝塚市消防団           | (14) 宝塚市スポーツ推進委員会 |
| (7) 西谷地区人権擁護委員会      |                   |
| (8) 西谷小学校区人権啓発推進委員会  |                   |

3 免除、減免団体等にあっても、受益者負担の観点から冷暖房費を徴収することができる。(追加)

4 西谷児童館が、児童館事業を行うために、西谷会館(共用部分を含む。)を利用する場合は、宝塚市(以下「市」という。)の複合施設であることに鑑み免除とする。

5 市長が特に認め要請があった場合は免除とする。

### **(利用料の減免)**

第14条 第14条及び第15条に掲げる団体及び、次に掲げる団体、サークルが行事、娯楽、レクリーションに利用する場合は、原則50%減免することができる。

- (1) 西谷商工振興会西谷剣友会、西谷柔道クラブ
- (2) その他、西谷地区の団体、サークルで地域の住民の親睦、友好を推進する目的で利用する場合は、原則として年度初めに会館管理者に申請し、認められた団体(ただし、団体としての利用に限る。)

2 市長が特に認め要請があった場合は減免とする。

### **(予約利用の変更)**

第15条 利用予定日を何らかの都合により変更する場合は、利用する前日までに受付にその旨を届け出ること。

ただし、利用希望日の利用が可能か否かの確認をすること。

### **(予約の取消)**

第16条 予約を取消す場合は、前日までにNPO西谷にその旨を届け出ること。

### **(利用料金の返還)**

第17条 利用予約時に支払った利用料は利用取消後払戻ができる。

ただし、利用日の3日以前に取消す場合は、無料(全額払戻し)、  
利用日の2日以内に取り消す場合は、20%を徴収する。

### **(施設の利用手順)**

第18条 施設を利用するときの手順は、下記の通りとする。

- (1) 受付へ申し出、鍵、備品等を受け取る
- (2) 利用施設の開扉をし、電気、空調の電源を入れる
- (3) 利用者は、利用目的に応じ、原則として各自セッティングを行う
- (4) 利用終了後は、机、椅子等は元の状態に戻すこと
- (5) ゴミ等は各自で持ち帰り、使用したものの整理整頓と清掃をすること
- (6) 電気、空調等の電源を切り、閉鍵後、鍵や備品等を受付に返却すること
- (7) 調理室利用者は利用チェック表による確認及び、この利用規則を守ること

2 調理室の利用者の事故、食中毒等が発生した場合、当会館では一切の責任を負わない。

### **(利用の秩序)**

第19条 施設を利用する者は、この利用規則を守り秩序ある行動で、決して他の利用者に迷惑をかける行動や言動をしてはならない。

### **(利用の禁止)**

第20条 次に掲げる事項に一つでも該当する場合は、利用を禁止することができる。

- (1) 敷地内は禁煙とする
- (2) 飲酒は禁止とする
- (3) 危険物の持込み、または持ち込もうとする場合
- (4) 利用者に対し、暴力及び迷惑行為を起こす危険があると認められる場合
- (5) 館内、館外を問わず、施設内で宗教活動や政治活動、物品販売等の営利活動を行う場合  
ただし、会館管理者が認める当会館管理運営に寄与するための物品等の営利活動については、この限りでない

**(施設の維持及び衛生管理)**

第21条 利用者は施設利用に際して、建物、設備、什器、備品等の破損、汚損、滅失のないよう心がけ施設の美化、保全、衛生管理に努めること。

**(持出の禁止)**

第22条 利用者は、施設の什器、備品等施設が所有する物品の持出しを禁止する。

**(損害の賠償)**

第23条 利用者が施設、設備、什器、備品等を破損、または汚損した場合、また無断で持ち出したときは修復等にかかる費用を実費で支払わなければならない。

**(補償)**

第24条 次の各号については、市及びNPO西谷は、一切の補償は行わない。

- (1) 館内、館外及び市所有の敷地内での事故、災害、盗難等  
ただし、施設及びNPO西谷に原因があると認めた場合は、この限りではない
- (2) 会館内等で展示に利用されている場合の展示物の破損や盗難等に関しては、  
保管、防備を主催者がその責任を負うものとする

**附 則**

(施行期日)

この規則は、平成17年11月1日より施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年3月25日に改正し、平成28年4月1日より施行する。

**附 則**

(施行期日等)

この規則中第9条の改正規定は平成28年4月25日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成31年3月23日に改正し、平成31年4月1日より施行する。

**附 則**

この規則は、令和2年3月21日に改正し、令和2年4月1日より施行する。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日に改正し、令和2年5月7日より施行する。